

「船橋市立医療センター建替工事設計委託公募型プロポーザル」参加申込書に係る質問への回答

番号	資料名	該当箇所	質問内容	回答
1	実施要領	7 ページ 2. (1) 業務実績調書について	『業務実績を 1 件以上』とありますが、様式 (2) のフォーマットにならない 5 件まで記載することによってよろしいでしょうか。	5 件までとしてください。
2	実施要領	7 ページ 2. (1) ⑦ 業務実績調書に係る提出資料	記載した業務について、契約当時、登録業務として求められませんでしたので、業務が PUBDIS(業務カルテ)に登録されておられません。それに代わる構造・面積等を確認できる書類を添付いたしますが、宜しいでしょうか。	PUBDIS への登録がなく、PUBDIS 業務カルテの提出ができない場合は、別に建築物の構造、延べ面積等が確認できる資料を提出してください。
3			PUBDIS 業務カルテの写しを提出することとありますが、PUBDIS に未登録の場合、建築物の構造や規模等が確認できれば、仕様書等の写しでもよろしいでしょうか。	番号 2 の回答のとおりです。
4			『契約書の写し及び PUBDIS 業務カルテの写しを提出すること。』とありますが、PUBDIS 登録を行っていない業務の場合、建築確認申請書等、建築物の構造、延べ面積等の確認できる資料を提出することによってよろしいでしょうか。	番号 2 の回答のとおりです。
5	実施要領	8 ページ 2. (2) ④ b) 保有資格に関する提出資料	一級建築士資格取得後 10 年以上の実務経験を証明する書類を提出することとありますが、任意で作成した業務経歴書でよろしいでしょうか。	8 ページ 2. (2)④b)に記載のとおり、任意様式で差し支えありません。なお、実務経験を証明する建築士事務所の所在地、商号又は名称、代表者職氏名の記名および代表者印の押印をお願いします。

「船橋市立医療センター建替工事設計委託公募型プロポーザル」参加申込書に係る質問への回答

番号	資料名	該当箇所	質問内容	回答
6	実施要領	8 ページ 2. (2) ⑤ 同種又は類似業務の実績	実績については、I. 1. (9). ②に示す都道府県、市町村又は地方独立行政法人が設置する病院ではなくてもよろしいでしょうか。	よろしいです。
7	実施要領	9 ページ 2. (2) ⑤ 3) 同種又は類似業務の実績に係る提出資料	携わった立場が確認できる資料（PUBDIS 業務カルテ、技術者選任通知書等）を提出とありますが、社長印の付いた従事証明書でもよろしいでしょうか。	よろしいです。なお、実務経験を証明する建築士事務所の所在地、商号又は名称、代表者職氏名の記名および代表者印の押印をお願いします。 また、提出された書類で不明な点がある場合は、当該業務の発注者等に確認の連絡を行う場合があります。
8			記載した業務について、契約当時、登録業務として求められませんでしたので、業務が PUBDIS(業務カルテ)に登録されておられません。よって関わった立場が確認できる資料として、従事証明書を添付いたしますが、宜しいでしょうか。	番号7の回答のとおりです。
9			『携わった立場が確認できる資料（PUBDIS 業務カルテ、技術者専任通知書等）』とありますが、設計図書や建築確認申請書、体制表など携わった立場が確認できる資料を提出することでよろしいでしょうか。	よろしいです。なお、提出された書類で不明な点がある場合は、当該業務の発注者等に確認の連絡を行う場合があります。
10	実施要領	10 ページ 2. (2) ⑥ 3) 過去の受賞歴に係る添付資料	『受賞実績が確認できるもの（賞状の写し等）』とありますが、「賞状の写し等」とは協会ホームページからの抜粋ページ等でもよろしいでしょうか。	よろしいです。

「船橋市立医療センター建替工事設計委託公募型プロポーザル」参加申込書に係る質問への回答

番号	資料名	該当箇所	質問内容	回答
11	実施要領	10 ページ 3. (3) 参加申込書の提出部数	提出部数は正副各 1 部とありますが、添付する、実績を証明する資料等は正本のみに添付すると考えて宜しいでしょうか。	正本に A4 サイズで 1 部添付してください。
12			契約書の写しなどは、A4 サイズで 1 部と考えるよろしいでしょうか。	番号 11 の回答のとおりです。
13	実施要領	12 ページ (1) 資格及び技術力の評価	資格の評価について、複数の資格を有する場合は合計値が評価点でしょうか。	実施要領 11 ページ表中の記載のとおり、各技術者について、保有資格が資格評価表の①～③のいずれかであるかにより評価点を決定します。 評価点が異なる資格を複数有する場合は、評価点の高い資格を採用します。 また、同じ評価点の項目内で複数の資格を有する場合、評価点は合算しません。
14	実施要領	12 ページ (1) ② b) 同種又は類似の実績の評価点	『(a) X (b) X 0.5 X ウェイト』とありますが、ウェイトとは 11 ページにある表の「配点・評価ウェイト」の数値でよろしいでしょうか。	よろしいです。
15	様式 2	業務実績調書	業務実績の記載は 5 件までという解釈で良いでしょうか また、5 件以上の場合には、枚数を増やしても宜しいでしょうか。	番号 1 の回答のとおりです。